証券コード：9386
2021年３月10日

株　主　各　位

東京都千代田区内幸町二丁目２番２号
日本コンセプト株式会社
代表取締役社長　松　元　孝　義

# 第27回定時株主総会招集のご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第27回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会当日のご来場は可能な限りお控えいただきますようお願い申し上げます。また、感染拡大防止のため、座席の間隔を広げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。書面によって議決権を行使される場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年３月25日（木曜日）午後６時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　　2021年３月26日（金曜日）午前10時
2. 場　　所　　東京都千代田区内幸町二丁目２番２号
　　富国生命ビル28階会議室
　　（末尾の会場ご案内図をご参照下さい。）
3. 目的事項

報告事項

1. 第27期（2020年１月１日から2020年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第27期（2020年１月１日から2020年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　　剰余金処分の件
第２号議案　　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件

以　上

---

◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集通知」をご持参下さいますようお願い申し上げます。

◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.n-concept.co.jp/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

# 事　業　報　告

（2020年１月１日から
2020年12月31日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

| | 前連結会計年度<br>自　2019年１月１日<br>至　2019年12月31日 | 当連結会計年度<br>自　2020年１月１日<br>至　2020年12月31日 | 増減額　（増減率） |
|---|---|---|---|
| 売上高（千円） | 12,704,931 | 12,277,542 | △427,388　（△3.4％） |
| 営業利益（千円） | 1,997,645 | 1,496,619 | △501,025（△25.1％） |
| 経常利益（千円） | 1,995,446 | 1,450,314 | △545,132（△27.3％） |
| 親会社株主に帰属する当期純利益（千円） | 1,405,878 | 1,029,694 | △376,184（△26.8％） |
| 保有基数（12月末時点） | 8,114本 | 8,482本 | 368本　（　4.5％） |
| 稼働率（12ヶ月平均） | 74.6％ | 71.1％ | △3.5％　　― |

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により国内外の需要が落ち込んだうえ、世界各国の工場停止に伴うサプライチェーンの障害により鉱工業生産が大幅に減少したことから急速に悪化しました。その後、経済活動の再開を受けて持ち直してきておりますが、回復は緩やかなものとなっております。

海外の経済におきましては、米国の実質GDPが４－６月期に大幅に落ち込んだ反動で７－９月期以降は大きく伸びておりますが、新型コロナウイルスの感染や経済対策の動向により左右される状況が続きそうです。

また、ユーロ圏も同様に７－９月期の実質GDPは４－６月期の急減少からは大きく反発したものの、新型コロナウイルス感染が再拡大して不透明感が増しています。

中国は、１－３月期に実質GDPが大きく落ち込みましたが、新型コロナウイルスの感染拡大が抑え込まれてからは鉱工業生産やサービス業生産が前年水準を上回るなど、成長の勢いは増しております。

当社グループの事業におきましても、新型コロナウイルス感染症の拡散防止のための移動制限やコンテナ船の需給ひっ迫による海上運賃の上昇に加え、社内想定レートより円高で推移する為替相場などの厳しいビジネス環境のなか、グループ全体で顧客に寄り添った柔軟な営業活動を行ってまいりました。その

結果、当連結会計年度における売上高は第２四半期をボトムに回復、通期では12,277百万円（前年度は12,704百万円（前期比3.4％減））となりました。

また、費用面では、更なる事業の拡大を展望して前年度に実施した設備投資やタンクコンテナ保有基数の増大などに伴う減価償却費の増加に加え、タンクコンテナの地域別の需要と供給のアンバランスの調整費用やコンテナ船の需給ひっ迫に伴う海上運賃の上昇があり、営業利益は1,496百万円（前年比25.1％減）となりました。また経常利益は、為替評価損を27百万円計上したこともあり1,450百万円（前年比27.3％減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度においては、事業の拡大及び支店の設備拡充を目的として868百万円の設備投資(リース資産を含む)を行いました。

(3) 資金調達の状況

当社グループの資金調達の状況につきましては、金融機関からの借り入れ及び自己資金で賄っております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、危険物を含む液体貨物や各種ガスの大量輸送を可能とするISO標準規格のタンクコンテナを、長期に亘り繰返し利用することにより環境に優しい輸送サービスをグローバルに提供している企業であります。当社グループにとっての永遠の課題は事故防止と環境保全であり、事業を拡大するうえで最も重要なポイントであると認識しております。

また、タンクコンテナを利用した大量輸送は欧米においてスタートしたものでありますが、日本の物流をタンクコンテナにより変革するパイオニア企業として、今後もお客様の啓蒙を続けながら、液体貨物や各種ガスを輸送する際に発生する様々なニーズにも対応し、事業を拡大していきたいと考えております。そして、そのための設備投資に必要な資金を確保できる体制を維持、強化していくことが課題であると認識しております。

① 安全と環境問題への取り組み

当社グループが取り扱う液体貨物や各種ガスには漏洩事故等により生命や環境に悪影響を及ぼすリスクが高いものがあり、当社グループの物流洗浄拠点の設備充実に留まらず、タンクコンテナを正しく取り扱うことのできる従業員や危険物を積載したタンクコンテナを安全に輸送できる人材の育成が重要であります。このため、当社グループの従業員や輸送に携わる運送業者に対して、常日頃から安全や環境問題に係る教育を実施したり、取り扱う化学品やガスに関する十分な知識の習得等を徹底することにより、安全の確保や環境の保全に努めております。今後も、安全の確保と環境の保全に向けた体制強化と設備の充実に一段と努めていく所存であります。

② お客様の啓蒙とトータルソリューションのご提案

タンクコンテナは、液体貨物や各種ガスの輸送手段として既に世界で広く利用されております。当社グループは、タンクコンテナの持つ利便性・経済性・安全性に関する啓蒙を主に日本のお客様に対して行いながら、貨物の輸出入に絡む各種サービスのご提供を中心とした営業活動を進めて参りました。しかしながら、リーマンショックや東日本大震災の経験を通じ、安定した経営をするためには日本発着の国際輸送取引にとらわれない新たな収益の柱を構築することが不可欠であることを強く認識するに至りました。そのためタンクコンテナを利用した国内輸送の受注拡大に向けた営業活動や欧米大手化学企業との更なる取引の深化、日本を経由しない三国間の輸送取引獲得に向けた営業活動も強化しております。

なお、国内においては、このビジョンに従って主要なコンビナートに拠点の新設・拡充を進めて参りました。この結果、ワンウェイの国内輸送による低コストでのサービスに加え、積載貨物の一時保管やタンクローリー等への移し替え、冷えて固まった貨物を加温をして溶かす等の附帯サービスをご提供できる能力が大きく向上しております。また、フロンガスに絡むサービスでは、単なる輸送だけでなく、回収、再生、無害化までの処理を一括してお引き受けできる体制を構築しております。こうしたタンクコンテナ固有の優位性と当社グループのトータルソリューションの提供力により他社との差別化を図りながら、お客様のニーズに応えるご提案を積極的に展開していきたいと考えております。

③ タンクコンテナの取扱能力の拡大及びITを活用した省力化への取り組み

取扱量の増加と多様化する顧客ニーズに対応するためのタンクコンテナの増強や支店等の物流洗浄拠点の拡充、並びにITを活用した省力化等による業務の効率化が、業績を向上させるために継続して取り組むべき課題であると認識しております。

④　資金調達と投資行動

これまでの資金調達は、銀行等の金融機関からの借入れやファイナンス・リースにより行ってきましたが、今後はタンクコンテナの保有基数の拡大や物流洗浄拠点の設備能力増強等の旺盛な投資ニーズに充分応じられるよう、資本市場からの資金調達も視野に入れた財務運営を行っていきたいと考えております。

なお、設備投資にあたっては、投資の有効性や採算性及び液体貨物や各種ガスの荷動きやお客様の動向を慎重に吟味し、リスクを見極めたうえで判断することが肝要であると認識しております。

⑤　財務力の充実

当社グループは、会社設立以来、業容の拡大を続けておりますが、同時に財務内容も着実に改善していきたいと考えております。他方、競争力を維持・向上しながら今後も業容を拡大していくためには、タンクコンテナの保有基数や物流洗浄拠点の増強が不可欠であります。

当社グループの保有する資産の減価償却が長期に亘る中、業容の拡大と財務力の充実のバランスを保った経営が肝要であると考えております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

| 区　　分 | 2017年度<br>第24期 | 2018年度<br>第25期 | 2019年度<br>第26期 | 2020年度<br>第27期<br>(当連結会計年度) |
|---|---|---|---|---|
| 売　　上　　高 | 11,705,334千円 | 12,165,980千円 | 12,704,931千円 | 12,277,542千円 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 1,245,262千円 | 1,346,809千円 | 1,405,878千円 | 1,029,694千円 |
| １株当たり当期純利益 | 95.08円 | 98.00円 | 101.38円 | 74.25円 |
| 総　　資　　産 | 15,657,490千円 | 17,734,995千円 | 18,971,523千円 | 19,008,786千円 |
| 純　　資　　産 | 7,934,354千円 | 9,891,154千円 | 10,856,403千円 | 11,404,791千円 |

(注)「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年２月16日) 等を第26期の期首から適用しており、第25期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した金額となっております。

(6) 重要な子会社の状況

| 名　　称 | 資本金 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|---|---|---|---|
| NIPPON CONCEPT SINGAPORE PTE.LTD.<br>(シンガポール) | 1,000千<br>シンガポール<br>ドル | %<br>100.00 | 東南アジア（除くマレーシア)、中国、インド、中東及びオセアニア地域における輸出入貨物取扱業、並びに地域統括 |
| NIPPON CONCEPT MALAYSIA SDN.BHD.<br>(マレーシア) | 500千<br>マレーシア<br>リンギット | 100.00 | 東南アジア地域におけるタンクコンテナの洗浄及びメンテナンス、並びにマレーシアにおける輸出入貨物取扱業 |
| EURO-CONCEPT B.V.<br>(オランダ) | 18千ユーロ | 100.00 | 持株会社（欧州地域統括) |
| NICHICON EUROPE B.V.<br>(オランダ) | 18千ユーロ | 100.00 | 欧州（除く英国）における輸出入貨物取扱業 |
| NICHICON UK LIMITED.<br>(英国) | 1英ポンド | 100.00 | 英国における輸出入貨物取扱業 |
| NIPPON CONCEPT AMERICA, LLC.<br>(米国) | 305千米ドル | 100.00 | 米州における輸出入貨物取扱業 |

(注) 1. NIPPON CONCEPT MALAYSIA SDN.BHD.の当社の議決権比率は、すべて子会社のNIPPON CONCEPT SINGAPORE PTE.LTD.を通じての間接所有によるものであります。
2. NICHICON EUROPE B.V.とNICHICON UK LIMITED.の当社の議決権比率は、すべて子会社のEURO-CONCEPT B.V.を通じての間接所有によるものであります。

(7) 主要な事業内容

当社は、ISO標準規格の容器であるタンクコンテナを使った国際複合一貫輸送及びこれに附帯するサービス等の提供、並びにフロンガスを始めとするガスの回収、再生・無害化を行っております。

(8) 主要な営業所及び工場

① 当社

| 名　称 | 所在地 |
|---|---|
| 本社 | 東京都千代田区 |
| 京浜支店 | 神奈川県川崎市 |
| 京葉臨海支店 | 千葉県富津市 |
| 中部支店 | 三重県四日市市 |
| 神戸支店 | 兵庫県神戸市 |
| 阪神支店 | 兵庫県神戸市 |
| 水島支店 | 岡山県倉敷市 |
| 徳山支店 | 山口県下松市 |
| 新潟出張所 | 新潟県新潟市 |
| 中部営業所 | 三重県四日市市 |
| 神戸営業所 | 兵庫県神戸市 |
| 阪神営業所 | 兵庫県神戸市 |
| 水島営業所 | 岡山県倉敷市 |
| 徳山営業所 | 山口県下松市 |

② 子会社

| 名　称 | 所在地 |
|---|---|
| NIPPON CONCEPT SINGAPORE PTE.LTD. | シンガポール国シンガポール市 |
| NIPPON CONCEPT MALAYSIA SDN.BHD. | マレーシア国セランゴル州 |
| EURO-CONCEPT B.V. | オランダ国リデルケルク州 |
| NICHICON EUROPE B.V. | オランダ国リデルケルク州 |
| NICHICON UK LIMITED. | 英国ハートフォードシャー州 |
| NIPPON CONCEPT AMERICA,LLC. | 米国テキサス州 |

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減(△は減) |
|---|---|
| 188(17)名 | 1(1)名 |

(注) 従業員数は、就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数（派遣社員、パートタイマー及び嘱託社員）は、年間の平均人員を（外数）で記載しております。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減(△は減) | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 104(15)名 | 7(1)名 | 31.3歳 | 8.0年 |

(注) 1. 従業員数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時従業員数（派遣社員、パートタイマー及び嘱託社員）は、年間の平均人員を（外数）で記載しております。
2. 平均年齢、平均勤続年数には、社外から当社への出向者を含んでおりません。

(10) 主要な借入先

| 借入先 | 借入残高 |
|---|---|
| 株式会社三菱ＵＦＪ銀行 | 521,400 千円 |
| 株式会社三井住友銀行 | 341,371 千円 |
| 株式会社みずほ銀行 | 390,115 千円 |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 778,506 千円 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 261,100 千円 |

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項（2020年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　46,992,000株

(2) 発行済株式の総数　13,867,821株（自己株式679株を除く。）

(3) 当事業年度末の株主数　5,075名

(4) 大株主

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|---|---|
| | 株 | % |
| 松元孝義 | 2,932,400 | 21.15 |
| 株式会社商船三井 | 2,080,300 | 15.00 |
| 山中康利 | 1,340,700 | 9.67 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 693,900 | 5.00 |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS | 645,000 | 4.65 |
| 有限会社エスアンドアール | 600,000 | 4.33 |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口） | 411,400 | 2.97 |
| GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL | 316,000 | 2.28 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 300,000 | 2.16 |
| 株式会社三井住友銀行 | 300,000 | 2.16 |
| 有限会社エムアンドエム | 300,000 | 2.16 |

（注）持株比率は、自己株式（679株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役

| 氏　　名 | 地位及び担当 | 重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 松元孝義 | 代表取締役社長 | NIPPON CONCEPT SINGAPORE PTE.LTD.取締役<br>NIPPON CONCEPT MALAYSIA SDN.BHD.取締役<br>EURO-CONCEPT B.V.取締役 |
| 山中康利 | 取締役副社長 | NIPPON CONCEPT SINGAPORE PTE.LTD.代表取締役社長<br>NIPPON CONCEPT MALAYSIA SDN.BHD.取締役<br>EURO-CONCEPT B.V.取締役 |
| 若園三記生 | 常務取締役<br>財務経理部長 | NIPPON CONCEPT AMERICA,LLC.取締役 |
| 岩崎祐世 | 取締役<br>工務部長 | ― |
| 河村信三 | 取締役<br>業務部長<br>営業サポート部長 | ― |
| 桜田　治 | 取締役 | 株式会社商船三井 執行役員 |
| 樋川浩造 | 取締役<br>(監査等委員) | ― |
| 有賀隆之 | 取締役<br>(監査等委員) | 虎門中央法律事務所 パートナー弁護士 |
| 相浦義則 | 取締役<br>(監査等委員) | 相浦税理士事務所 所長<br>株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングス 監査役<br>株式会社A&E　監査役 |
| 関常芳 | 取締役<br>(監査等委員) | 関常芳公認会計士事務所 所長<br>株式会社共創舎　取締役<br>株式会社K&Sコンサルティング　代表取締役社長<br>日本グリーン電力開発株式会社　監査役<br>株式会社ファンケル　監査役 |

(注) 1. 取締役桜田治氏、有賀隆之氏、相浦義則氏及び関常芳氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員樋川浩造氏は、長年当社の経理業務を担当しており、当社の業務内容と財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査等委員有賀隆之氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査等委員相浦義則氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査等委員関常芳氏は、公認会計士の資格を有しており、監査及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役有賀隆之氏、相浦義則氏及び関常芳氏は、株式会社東京証券取引所に届け出ている独立役員であります。
7. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、樋川浩造氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、前記の社外取締役との間で、会社法第427条第１項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役の報酬等の額

| 区　　分 | 支 給 人 数 | 報 酬 等 の 額 |
|---|---|---|
| 取　締　役<br>(監査等委員である取締役を除く。) | ５名 | 122,450千円 |
| 取締役(監査等委員)<br>(うち社外取締役) | ４名<br>(３名) | 17,400千円<br>(7,200千円) |
| 合　　計 | ９名 | 139,850千円 |

(注) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の支給人員には、無報酬の社外取締役１名を含んでおりません。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

| 区　　分 | 氏　　名 | 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|---|---|---|
| 社外取締役 | 桜田　　治 | 株式会社商船三井 執行役員 |
| 社外取締役<br>(監査等委員) | 有賀　隆之 | 虎門中央法律事務所　パートナー弁護士 |
| 社外取締役<br>(監査等委員) | 相浦　義則 | 相浦税理士事務所　所長<br>株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングス　監査役<br>株式会社A&E　監査役 |
| 社外取締役<br>(監査等委員) | 関　　常芳 | 関常芳公認会計士事務所 所長<br>株式会社共創舎　取締役<br>株式会社K&Sコンサルティング　代表取締役社長<br>日本グリーン電力開発株式会社　監査役<br>株式会社ファンケル　監査役 |

(注) 1. 株式会社商船三井は当社の大株主であり、同社と当社は資本業務提携に係る契約を締結しております。
2. 当社と虎門中央法律事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。
3. 当社と相浦税理士事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。
4. 当社と株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングスとの間に重要な取引その他の関係はありません。
5. 当社と株式会社A&Eとの間に重要な取引その他の関係はありません。
6. 当社と関常芳公認会計士事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。
7. 当社と株式会社共創舎との間に重要な取引その他の関係はありません。
8. 当社と株式会社K&Sコンサルティングとの間に重要な取引その他の関係はありません。
9. 当社と日本グリーン電力開発株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。
10. 当社と株式会社ファンケルとの間に重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 区　　分 | 氏　　名 | 主な活動状況 |
|---|---|---|
| 社外取締役 | 桜田　　治 | 当事業年度に開催された取締役会６回中５回に出席し、株式会社商船三井グループで養った豊富な経験と高い見識をもとに、助言・提言を適宜行っております。 |
| 社外取締役（監査等委員） | 有賀隆之 | 当事業年度に開催された取締役会６回中６回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、監査等委員会９回中９回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 |
| 社外取締役（監査等委員） | 相浦義則 | 当事業年度に開催された取締役会６回中６回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、監査等委員会９回中９回に出席し、主に税理士としての専門的見地から監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 |
| 社外取締役（監査等委員） | 関　　常芳 | 当事業年度に開催された取締役会６回中６回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、監査等委員会９回中９回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 |

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | 支払額 |
|---|---|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 28,500千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 28,500千円 |

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由
当社監査等委員会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適切性を確認し、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等について同意しております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に基づき、監査等委員会において会計監査人を解任するほか、会計監査人の職務執行の状況や監査の品質を勘案して、その職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的事項とします。

5. 業務の適正を確保するための体制（コーポレート・ガバナンス）

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、企業価値を最大化することを通じて株主の皆様のご期待にお応えするとともに、お客様、従業員、取引先、地域社会から信頼される企業となることを目指しております。そのために健全で透明性の高い経営を行い、効率的な組織体制を整備していくことを、コーポレート・ガバナンスに関する取組みの基本方針としております。

なお当社グループは、コーポレート・ガバナンス・コードの諸原則を踏まえより実効性の高いコーポレート・ガバナンスの構築に取組んでおり、その基本的な考え方・方針等を明らかにするため、コーポレート・ガバナンス・ガイドラインを制定しております。

当社グループは、本ガイドラインに定める事項の実践を通じて株主をはじめとする全てのステークホルダーの皆様のご期待にお応えするとともに、社会的責任及び公共的使命を十分認識し、健全な成長を持続できる企業であり続けることを目指して参ります。

(2) 内部統制システムの整備に関する基本方針

当社は、財務報告に係る内部統制システムを整備し、その内容を事業環境の変化に応じて継続的に充実させていくことが重要であると認識しており、金融商品取引法に基づく内部統制体制を整備するとともに、適切な運用に努めて参りました。

当社は、業務の適正を確保するための体制を構築するにあたり、内部統制システムの整備に関する基本方針を以下のとおり定めております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 取締役は自身の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行状況を相互に監視・監督する。

ロ 当社グループの取締役及び使用人が法令や定款を遵守した行動をとるための規範として、企業行動規範をはじめ、コンプライアンス体制にかかる規程を制定する。

ハ 内部監査を担当する部署は、当社グループの法令の遵守状況を監査し、その結果を取締役会に報告する。

ニ　法令遵守上疑義のある行為等の情報を、使用人が直接提供できる手段として内部通報制度を設置・運営し、かかる通報の直接受付機能は、人事総務担当部長が果たすこととする。この場合、通報者の希望により匿名性を担保するとともに、通報者に対して不利益な取扱いを行わない。重要な通報を受けた者は、その内容と会社の対処状況、対処結果を取締役会に開示し、周知徹底する。

②　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
法令及び社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を保存するとともに、必要に応じて取締役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制
イ　業務執行に伴うリスクを認識・評価して適切な対応を行うためにリスク管理規程を定め、リスク対策委員会がリスクを全社的に管理する体制を整備・構築する。
ロ　リスク対策委員会は、担当部門の責任者から各部門に内在するリスク管理の状況について報告を受け、全社的なリスクを管理する。
ハ　内部監査を担当する部署は、各部門のリスク管理状況の監査を実施し、その結果を取締役会に報告する。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
イ　定時取締役会を毎月１回開催し、業務執行に係る重要な意思決定を行うとともに、取締役の業務執行状況の監督を行う。また、随時発生する課題に対処するため、適時、臨時取締役会を開催する。
ロ　組織規程により各部門の業務分掌を明文化するとともに、取締役の職務分担を明確にし、当該担当業務の執行責任者を定め、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。
ハ　当社グループの中期経営計画と年次計画を策定し、取締役会に業績報告等を受けることにより、取締役会がその実行・実績の管理を行う。

⑤　当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

イ　リスク対策委員会が様々なリスクを一元的に俯瞰し、当社グループにおける業務の適正を確保する。

ロ　コンプライアンス委員会がグループ全体のコンプライアンスを推進し、リスクを統括する体制とする。

ハ　当社グループの連結経営に対応して、内部監査を担当する部署が当社グループ全体の監査を実効的かつ適正に行う体制を構築する。

⑥　監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、総務部管理グループが担当部署として必要に応じて監査等委員会と協議のうえ、監査等委員会の職務を補助する使用人として適切な人材を選任し、配置する。

⑦　監査等委員会の職務を補助する使用人の独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助するために選任された使用人は、取締役及び部門長等の指揮・命令を受けないものとし、その独立性を確保する。

⑧　取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

イ　当社グループの取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす惧れのある事実があることを発見したときは、直ちに監査等委員会に報告をするものとする。

ロ　監査等委員は取締役会のほか重要な会議に出席するとともに、必要に応じて当社グループの取締役及び使用人に対して報告や書類の提示を求めることができるものとする。

ハ　前２項に基づいて監査等委員会に報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを当社グループの取締役及び使用人が行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

⑨　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ　監査等委員会は監査の実施にあたり、会計監査人及び内部監査を担当する部署と緊密な連携を保ちながら監査の実効性を確保する。

ロ　監査等委員がその職務の執行により生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑩　財務報告の信頼性を確保するための体制

イ　金融商品取引法その他の関係法令に基づいた適正な会計処理を行うことにより財務報告の信頼性を確保するため、当社グループの関連諸規程類を整備すると共に内部統制の体制整備と有効性向上を図る。

ロ　当社の各部門及び当社グループ各社は自らの業務遂行にあたり、職務分離による牽制、モニタリング等により、財務報告の信頼性の確保に努める。

⑪　反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と如何なる取引も行わず、毅然とした態度で臨み、不当要求があった場合には、警察及び顧問弁護士との連携を図り組織的に対応する。

(3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた最近１年間（当事業年度の末日から遡って１か年）における実施状況は次のとおりです。

①　取締役会は、法令や当社の取締役会規程に定められている事項や経営方針・予算の策定等の経営に関する重要事項を決定し、業績の分析・対策・評価を実施すると共に、法令・定款等との適合性及び業務の適正性を審議いたしました。

②　監査等委員会は、監査方針、監査計画を協議のうえ決定し、重要な社内会議に出席すると共に、業務及び財産の状況、取締役の職務執行内容、法令・定款等の遵守状況について監査いたしました。

③　当社は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、内部統制実施計画を策定して内部統制評価を実施いたしました。また、決算開示資料につきましては、取締役会の決議を受けたのちに開示を行うことにより適正性を確保いたしました。

④　情報セキュリティ対策としては、個人情報を含めた情報の漏えい防止を目的とした社員教育を実施したほか、文章やデータについては引き続き厳格な方法により管理・廃棄しております。

⑤　なお、コンプライアンスの遵守状況と各種経営リスクの管理状況についてはコンプライアンス管理規程及びリスク管理規程に従い、半年毎に開催されるコンプライアンス委員会及びリスク対策委員会において、状況の把握とその評価を実施し、その結果を取締役会へ報告しております。

（注）　本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| **流動資産** | **6,808,552** | **流動負債** | **2,962,147** |
| 現金及び預金 | 4,835,475 | 買掛金 | 766,144 |
| 売掛金 | 1,473,952 | 短期借入金 | 190,000 |
| 貯蔵品 | 24,839 | 1年内返済予定の長期借入金 | 645,190 |
| その他 | 475,055 | リース債務 | 792,341 |
| 貸倒引当金 | △770 | 未払法人税等 | 165,401 |
| **固定資産** | **12,200,234** | 賞与引当金 | 33,422 |
| **有形固定資産** | **11,682,462** | 株主優待引当金 | 2,232 |
| 建物及び構築物 | 1,697,006 | その他 | 367,415 |
| 機械装置及び運搬具 | 349,698 | **固定負債** | **4,641,847** |
| 工具、器具及び備品 | 49,657 | 長期借入金 | 1,673,152 |
| タンクコンテナ | 7,360,107 | リース債務 | 2,641,947 |
| 土地 | 2,195,963 | 繰延税金負債 | 14,850 |
| 建設仮勘定 | 30,029 | 退職給付に係る負債 | 139,911 |
| **無形固定資産** | **237,074** | その他 | 171,987 |
| **投資その他の資産** | **280,696** | **負債合計** | **7,603,995** |
| 繰延税金資産 | 78,788 | 純資産の部 | |
| その他 | 201,908 | **株主資本** | **11,489,314** |
| **資産合計** | **19,008,786** | **資本金** | **1,134,781** |
| | | **資本剰余金** | **1,060,941** |
| | | **利益剰余金** | **9,294,173** |
| | | **自己株式** | **△581** |
| | | **その他の包括利益累計額** | **△84,523** |
| | | その他有価証券評価差額金 | △1,030 |
| | | 為替換算調整勘定 | △83,493 |
| | | **純資産合計** | **11,404,791** |
| | | **負債純資産合計** | **19,008,786** |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

（2020年１月１日から
2020年12月31日まで）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **売上高** | | **12,277,542** |
| **売上原価** | | **9,370,567** |
| **売上総利益** | | **2,906,974** |
| **販売費及び一般管理費** | | **1,410,355** |
| **営業利益** | | **1,496,619** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 5,497 | |
| 受取家賃 | 9,356 | |
| 受取保険金 | 23,157 | |
| 受取補償金 | 75 | |
| 補助金収入 | 32,012 | |
| その他 | 3,638 | 73,738 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 68,425 | |
| 為替差損 | 27,962 | |
| 業務委託費用 | 10,050 | |
| 損害賠償金 | 9,709 | |
| その他 | 3,896 | 120,043 |
| **経常利益** | | **1,450,314** |
| **特別利益** | | |
| 固定資産売却益 | 3,235 | 3,235 |
| **特別損失** | | |
| 固定資産売却損 | 49 | |
| 固定資産除却損 | 1,812 | 1,861 |
| **税金等調整前当期純利益** | | **1,451,688** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 415,062 | |
| 法人税等調整額 | 6,932 | **421,994** |
| **当期純利益** | | **1,029,694** |
| **親会社株主に帰属する当期純利益** | | **1,029,694** |

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

（2020年１月１日から
2020年12月31日まで）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 2020年１月１日残高 | 1,134,781 | 1,060,941 | 8,680,514 | △534 | 10,875,702 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △416,035 | | △416,035 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 1,029,694 | | 1,029,694 |
| 自己株式の取得 | | | | △47 | △47 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額） | | | | | |
| 連結会計年度中の変動額合計 | － | － | 613,659 | △47 | 613,611 |
| 2020年12月31日残高 | 1,134,781 | 1,060,941 | 9,294,173 | △581 | 11,489,314 |

| | その他の包括利益累計額 | | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 為替換算調整勘定 | その他の包括利益累計額合計 | |
| 2020年１月１日残高 | △1,047 | △18,252 | △19,299 | 10,856,403 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | △416,035 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | 1,029,694 |
| 自己株式の取得 | | | | △47 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額） | 17 | △65,240 | △65,223 | △65,223 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | 17 | △65,240 | △65,223 | 548,388 |
| 2020年12月31日残高 | △1,030 | △83,493 | △84,523 | 11,404,791 |

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連　結　注　記　表

1　連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1.　連結の範囲に関する事項

子会社は、すべて連結しております。

連結子会社の数　　6社

連結子会社の名称

NIPPON CONCEPT SINGAPORE PTE.LTD.
NIPPON CONCEPT MALAYSIA SDN.BHD.
EURO-CONCEPT B.V.
NICHICON EUROPE B.V.
NICHICON UK LIMITED.
NIPPON CONCEPT AMERICA, LLC.

2.　持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3.　連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4.　会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券

その他有価証券

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

②　デリバティブ取引により生じる債権及び債務

時価法

③　たな卸資産

貯蔵品

消耗品等 …… 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

タンクコンテナ（貯蔵品）… 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物及び構築物（建物附属設備を除く）、工具、器具及び備品、タンクコンテナは定額法、それ以外については定率法によっております。

ただし、当社の2016年４月１日以後に取得した建物附属設備は、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

| | |
|---|---|
| 建物及び構築物 | ：３～50年 |
| 機械装置及び運搬具 | ：２～17年 |
| 工具、器具及び備品 | ：２～20年 |
| タンクコンテナ | ：６～20年 |

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

| | | |
|---|---|---|
| ① | 貸倒引当金 …… | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② | 賞与引当金 …… | 従業員に対して支給する賞与支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。 |
| ③ | 株主優待引当金 …… | 株主優待制度に伴う費用負担に備えるため、翌連結会計年度において発生すると見込まれる額を計上しております。 |

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

売上のうち海上輸送を伴う売上は、入港日を計上基準としております。
なお、アジア域内及び欧州域内の輸送については渡航日数が短期間であることを鑑み、出港日を計上基準としております。

(6) 外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建て金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(7) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。
なお、会計上の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ　ヘッジ対象：借入金の利息

③ ヘッジ方針

社内規程に基づき、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理を採用しているため、有効性の評価を省略しております。

(8) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
なお、控除対象外消費税等については、期間費用として処理しております。

（追加情報）

（新型コロナウイルス感染症の拡大の影響に関する会計上の見積り）

当社グループは、繰延税金資産の回収可能性や固定資産の減損会計等の会計上の見積りについて、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づき実施しております。

新型コロナウイルスの影響につきましては、引き続き2021年12月期においても一定期間は影響が継続するものと仮定し、会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルスによる影響は不確定要素が多く、収束時期および経済環境への影響が変化した場合には、当社グループの財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

2　連結貸借対照表に関する注記

1.　担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

| | |
|---|---|
| 建物及び構築物 | 198,197千円 |
| 土地 | 2,144,690千円 |
| 計 | 2,342,888千円 |

(2) 担保に係る債務

| | |
|---|---|
| 短期借入金 | 190,000千円 |
| １年内返済予定の長期借入金 | 569,340千円 |
| 長期借入金 | 1,533,152千円 |
| 計 | 2,292,492千円 |

2.　有形固定資産の減価償却累計額　9,740,164千円

3　連結株主資本等変動計算書に関する注記

1.　当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　13,868,500株

2.　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決　　議 | 株式の種類 | 配当金の総額（千円） | １株当たり配当額(円) | 基　準　日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2020年３月26日<br>定時株主総会 | 普通株式 | 208,017 | 15 | 2019年12月31日 | 2020年３月27日 |
| 2020年８月13日<br>取締役会 | 普通株式 | 208,017 | 15 | 2020年６月30日 | 2020年８月31日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2021年３月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①　配当金の総額　208,017千円
②　１株当たり配当額　15円
③　基準日　2020年12月31日
④　効力発生日　2021年３月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

4　金融商品に関する注記

1.　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして必要な長期資金を主に銀行借入とファイナンス・リース取引により調達し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。なお、デリバティブ取引は金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての売掛金は、為替の変動リスクにも晒されております。

営業債務である買掛金は、すべて１年以内の支払期日であります。また、外貨建ての買掛金は、為替の変動リスクに晒されております。借入金、及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、最終返済日は決算後最長で18年後であります。固定金利での資金調達を原則としておりますが、一部の借入金は変動金利のものがあり、これらは金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権に係る顧客の信用リスクについては、当社グループの与信管理規程等に基づきリスク管理を行っており、総務部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。また、取引先毎に売掛金残高及び入金状況を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、取引先を格付けの高い金融機関に限定しているため信用リスクは僅少と考えております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

デリバティブ取引については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁責任者の承認を得たうえで執行しております。

なお、定期的に取引残高や損益状況のモニタリングを行い、取締役会に報告しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

流動性リスクについては、資金担当部門が年度初めに資金繰計画を作成し、期中に適時に更新して管理しております。具体的には、最低２カ月分の売上高に相当する手許資金を維持することにより、流動性リスクに備えております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定には、市場価格に基づく時価のほか、市場価格がない場合には適正と思われる前提条件に基づいて合理的に算定された価額に基づく時価が含まれております。当該価額の算定には複数の変動要因が含まれているため、異なる前提条件を利用した場合には当該価額が同一とならないこともあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

| | 連結貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| (1) 現金及び預金 | 4,835,475 | 4,835,475 | － |
| (2) 売掛金 | 1,473,952 | | |
| 貸倒引当金 （＊） | (770) | | |
| | 1,473,181 | 1,473,181 | － |
| 資産計 | 6,308,657 | 6,308,657 | － |
| (1) 買掛金 | 766,144 | 766,144 | － |
| (2) 短期借入金 | 190,000 | 190,000 | － |
| (3) 未払法人税等 | 165,401 | 165,401 | － |
| (4) 長期借入金（１年以内に返済予定のものを含む） | 2,318,342 | 2,332,450 | 14,108 |
| (5) リース債務（１年以内に返済予定のものを含む） | 3,434,288 | 3,422,214 | △12,074 |
| 負債計 | 6,874,176 | 6,876,210 | 2,033 |

（＊）売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

（注１） 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金 (2) 短期借入金 (3) 未払法人税等

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金（１年以内に返済予定のものを含む）(5) リース債務（１年以内に返済予定のものを含む）

時価については、元利金の合計額を当該借入金又はリース債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利によるものは市場金利を反映しており、時価は帳簿価額にほぼ等しいと判断されることから、当該帳簿価額によっております。

なお、変動金利による長期借入金のうち金利スワップの特例処理の対象とされるものは、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

５ １株当たり情報に関する注記

| | |
|---|---|
| 1. １株当たり純資産額 | 822.39円 |
| 2. １株当たり当期純利益 | 74.25円 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

# 独立監査人の監査報告書

2021年2月10日

日本コンセプト株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人　トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小野　英樹　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中川　満美　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、日本コンセプト株式会社の2020年１月１日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本コンセプト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

# 貸 借 対 照 表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| **流動資産** | **5,417,002** | **流動負債** | **3,350,252** |
| 現金及び預金 | 3,665,209 | 買掛金 | 933,970 |
| 売掛金 | 1,291,728 | 短期借入金 | 614,350 |
| 貯蔵品 | 20,903 | 1年内返済予定の長期借入金 | 645,190 |
| 繰延及び前払費用 | 115,981 | リース債務 | 751,404 |
| その他 | 323,178 | 未払金 | 21,494 |
| **固定資産** | **11,887,493** | 未払費用 | 101,399 |
| **有形固定資産** | **11,373,291** | 未払法人税等 | 132,009 |
| 建物 | 889,369 | 前受金 | 29,775 |
| 構築物 | 569,133 | 預り金 | 25,839 |
| 機械及び装置 | 188,634 | 賞与引当金 | 12,422 |
| 車両運搬具 | 98,045 | 株主優待引当金 | 2,232 |
| 工具、器具及び備品 | 42,008 | その他 | 80,164 |
| タンクコンテナ | 7,360,107 | **固定負債** | **4,511,453** |
| 土地 | 2,195,963 | 長期借入金 | 1,673,152 |
| 建設仮勘定 | 30,029 | リース債務 | 2,526,623 |
| **無形固定資産** | **168,175** | 退職給付引当金 | 139,911 |
| 商標権 | 6 | 資産除去債務 | 106,463 |
| ソフトウエア | 163,320 | その他 | 65,302 |
| その他 | 4,847 | **負債合計** | **7,861,705** |
| **投資その他の資産** | **346,026** | 純資産の部 | |
| 投資有価証券 | 3,998 | **株主資本** | **9,443,820** |
| 関係会社株式 | 77,445 | **資本金** | **1,134,781** |
| 関係会社出資金 | 29,805 | **資本剰余金** | **1,060,941** |
| 従業員に対する長期貸付金 | 180 | 資本準備金 | 1,037,781 |
| 関係会社長期貸付金 | 10,350 | その他資本剰余金 | 23,159 |
| 長期前払費用 | 2,460 | **利益剰余金** | **7,248,679** |
| 繰延税金資産 | 77,518 | その他利益剰余金 | 7,248,679 |
| その他 | 144,268 | 繰越利益剰余金 | 7,248,679 |
| | | **自己株式** | **△581** |
| | | **評価・換算差額等** | **△1,030** |
| | | その他有価証券評価差額金 | △1,030 |
| | | **純資産合計** | **9,442,790** |
| **資産合計** | **17,304,495** | **負債純資産合計** | **17,304,495** |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損　益　計　算　書

（2020年１月１日から
2020年12月31日まで）

（単位：千円）

| 科　　目 | 金　　額 | |
|---|---|---|
| **売上高** | | 12,092,674 |
| **売上原価** | | 9,971,063 |
| **売上総利益** | | 2,121,611 |
| **販売費及び一般管理費** | | 901,416 |
| **営業利益** | | 1,220,195 |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 1,678 | |
| 為替差益 | 12,371 | |
| 受取家賃 | 6,623 | |
| 受取保険金 | 23,157 | |
| 受取補償金 | 75 | |
| その他 | 2,043 | 45,950 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 66,488 | |
| 業務委託費用 | 10,050 | |
| 損害賠償金 | 9,709 | |
| その他 | 3,708 | 89,956 |
| **経常利益** | | 1,176,189 |
| **特別損失** | | |
| 固定資産除却損 | 1,163 | 1,163 |
| **税引前当期純利益** | | 1,175,026 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 364,405 | |
| 法人税等調整額 | 5,663 | 370,069 |
| **当期純利益** | | 804,957 |

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

（2020年１月１日から
2020年12月31日まで）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 特別償却準備金 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| 2020年１月１日残高 | 1,134,781 | 1,037,781 | 23,159 | 1,060,941 | 451 | 6,859,305 | 6,859,756 | △534 | 9,054,945 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | | |
| 特別償却準備金の取崩 | | | | | △451 | 451 | － | | － |
| 剰余金の配当 | | | | | | △416,035 | △416,035 | | △416,035 |
| 当期純利益 | | | | | | 804,957 | 804,957 | | 804,957 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | △47 | △47 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | | | | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | － | － | － | － | △451 | 389,374 | 388,922 | △47 | 388,875 |
| 2020年12月31日残高 | 1,134,781 | 1,037,781 | 23,159 | 1,060,941 | － | 7,248,679 | 7,248,679 | △581 | 9,443,820 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 2020年１月１日残高 | △1,047 | △1,047 | 9,053,897 |
| 事業年度中の変動額 | | | |
| 特別償却準備金の取崩 | | | － |
| 剰余金の配当 | | | △416,035 |
| 当期純利益 | | | 804,957 |
| 自己株式の取得 | | | △47 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | 17 | 17 | 17 |
| 事業年度中の変動額合計 | 17 | 17 | 388,892 |
| 2020年12月31日残高 | △1,030 | △1,030 | 9,442,790 |

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 個 別 注 記 表

1　重要な会計方針に係る事項に関する注記

1.　資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のないもの…… 移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法

デリバティブ……時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

消耗品等……最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

タンクコンテナ（貯蔵品）……個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2.　固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）、構築物、工具、器具及び備品、タンクコンテナは定額法、それ以外については定率法によっております。

ただし、2016年４月１日以後に取得した建物附属設備は、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | | |
|---|---|---|
| 建物 | ： | ７～38年 |
| 構築物 | ： | ３～45年 |
| 機械及び装置 | ： | ２～17年 |
| 車両運搬具 | ： | ２～７年 |
| 工具、器具及び備品 | ： | ２～20年 |
| タンクコンテナ | ： | ６～20年 |

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。

3. 外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建て金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
なお、当事業年度は貸倒実績がなく、貸倒懸念債権等の特定の債権に該当する債権もないため貸倒引当金を計上しておりません。

(2) 賞与引当金 …… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため、当期末における自己都合要支給額を計上しております。
なお、退職給付債務の計算方法については、簡便法によっております。

(4) 株主優待引当金 …… 株主優待制度に伴う費用負担に備えるため、翌事業年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

売上のうち海上輸送を伴う売上は、入港日を計上基準としております。
なお、アジア域内及び欧州域内の輸送については渡航日数が短期間であることを鑑み出港日を計上基準としております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。
なお、会計上の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段：金利スワップ　ヘッジ対象：借入金の利息
(3) ヘッジ方針
社内規程に基づき、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。
(4) ヘッジ有効性評価の方法
金利スワップについては、特例処理を採用しているため、有効性の評価を省略しております。

7. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
なお、控除対象外消費税等については、期間費用として処理しております。

(追加情報)
(新型コロナウイルス感染症の拡大の影響に関する会計上の見積り)
当社は、繰延税金資産の回収可能性や固定資産の減損会計等の会計上の見積りについて、計算書類作成時に入手可能な情報に基づき実施しております。
新型コロナウイルスの影響につきましては、引き続き2021年12月期においても一定期間は影響が継続するものと仮定し、会計上の見積りを行っております。
なお、新型コロナウイルスによる影響は不確定要素が多く、収束時期および経済環境への影響が変化した場合には、当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

2　貸借対照表に関する注記

1.　担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

| | |
|---|---|
| 建物 | 198,197千円 |
| 土地 | 2,144,690千円 |
| 計 | 2,342,888千円 |

(2) 担保に係る債務

| | |
|---|---|
| 短期借入金 | 190,000千円 |
| １年内返済予定の長期借入金 | 569,340千円 |
| 長期借入金 | 1,533,152千円 |
| 計 | 2,292,492千円 |

2.　有形固定資産の減価償却累計額　9,540,372千円

3.　関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）

| | |
|---|---|
| 短期金銭債権 | 293,620千円 |
| 短期金銭債務 | 930,225千円 |

3　損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

| | |
|---|---|
| 営業取引による取引高 | |
| 売上原価 | 728,865千円 |
| 営業取引以外の取引高 | |
| 営業外収益 | 626千円 |
| 営業外費用 | 1,822千円 |

4　株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 648株 | 31株 | ― | 679株 |

（注）　普通株式の自己株式の増加31株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

5　税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

| | |
|---|---|
| 賞与引当金 | 3,803千円 |
| 株主優待引当金 | 683千円 |
| 支払報酬 | 9,599千円 |
| 未払事業税等 | 11,228千円 |
| 退職給付引当金 | 42,840千円 |
| 資産除去債務 | 32,599千円 |
| フリーレント賃借料 | 18,421千円 |
| リース取引に係る申告調整額 | 2,580千円 |
| その他 | 3,369千円 |
| 小計 | 125,126千円 |
| 繰延税金負債との相殺 | △47,608千円 |
| 繰延税金資産合計 | 77,518千円 |

（繰延税金負債）

| | |
|---|---|
| 減価償却費 | △22,345千円 |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △24,975千円 |
| その他 | △287千円 |
| 小計 | △47,608千円 |
| 繰延税金資産との相殺 | 47,608千円 |
| 繰延税金負債合計 | －千円 |

6　関連当事者との取引に関する注記

1．子会社及び関連会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有（被所有）割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円）（注１） | 科目 | 期末残高（千円）（注１） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 子会社 | NIPPON CONCEPT SINGAPORE PTE.LTD. | （所有）直接 100.0 | 代理店<br>役員の兼任 | 代理店手数料（注２） | 554,481 | ― | ― |
| | | | | 買掛金の支払い（注３） | 2,225,921 | 買掛金 | 322,343 |
| | | | | 売掛金の回収（注３） | 2,129,897 | 売掛金 | 173,900 |
| | | | | 資金の借入（注４）<br>資金の返済 | 494,950<br>292,771 | 短期借入金 | 424,350 |
| | | | | 利息の支払（注４） | 1,822 | 未払費用 | 230 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．上記の金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。
２．代理店手数料については、市場価格等を参考として、協議の上決定しております。
３．NIPPON CONCEPT SINGAPORE PTE.LTD.は当社の代理店であり、取引金額は当社が代理店を通じて決済した売掛金、買掛金であります。
４．資金の借入については、市場金利を勘案して決定しております。

7　１株当たり情報に関する注記

1. １株当たり純資産額　680.91円
2. １株当たり当期純利益　58.04円

会計監査人の監査報告

# 独立監査人の監査報告書

2021年2月10日

日本コンセプト株式会社
取　締　役　会　御　中

有限責任監査法人　トーマツ
東　京　事　務　所

| | | |
|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 小野　英樹　㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 中川　満美　㊞ |

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日本コンセプト株式会社の2020年１月１日から2020年12月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査等委員会の監査報告

# 監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2020年１月１日から2020年12月31日までの第27期事業年度における取締役の職務の執行、事業報告及びその附属明細書について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明し、かつ、監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制に関わる部門との連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）につき検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告及びその附属明細書の監査結果

一．事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二．取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三．内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年２月10日

日本コンセプト株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　樋　川　浩　造　㊞
監査等委員　有　賀　隆　之　㊞
監査等委員　相　浦　義　則　㊞
監査等委員　関　　常　芳　㊞

（注）監査等委員有賀隆之、相浦義則及び関常芳は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

# 株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　　剰余金処分の件

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金15円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は208,017,315円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年３月29日

第２号議案　　取締役(監査等委員である取締役を除く。)７名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（６名）が任期満了となりますので、取締役７名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社株式数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 松元孝義（まつもと たかよし）<br>（1951年１月25日） | 1994年１月 当社設立　代表取締役社長（現任）<br><br>（重要な兼職の状況）<br>NIPPON CONCEPT SINGAPORE PTE.LTD.取締役<br>NIPPON CONCEPT MALAYSIA SDN.BHD.取締役<br>EURO-CONCEPT B.V.取締役 | 2,932,400株 |
| 2 | 山中康利（やまなか やすとし）<br>（1950年３月16日） | 1994年１月 当社設立　代表取締役専務<br>1997年１月 当社代表取締役副社長<br>2014年３月 当社取締役副社長（現任）<br><br>（重要な兼職の状況）<br>NIPPON CONCEPT SINGAPORE PTE.LTD.代表取締役社長<br>NIPPON CONCEPT MALAYSIA SDN.BHD.取締役<br>EURO-CONCEPT B.V.取締役 | 1,340,700株 |
| 3 | 若園三記生（わかぞの みきお）<br>（1961年２月28日） | 1984年４月 ㈱第一勧業銀行（現㈱みずほ銀行）入行<br>1998年10月 同行ニューヨーク支店兼ケイマン支店次長<br>2004年１月 ㈱みずほコーポレート銀行（現㈱みずほ銀行）<br>決済営業部次長<br>2011年１月 当社に業務出向<br>当社管理部経理グループ担当部長<br>2012年１月 当社に転籍<br>当社管理部経理グループ担当部長<br>2012年３月 当社取締役<br>2013年４月 当社取締役財務経理部長<br>2018年３月 当社常務取締役財務経理部長（現任）<br><br>（重要な兼職の状況）<br>NIPPON CONCEPT AMERICA, LLC.取締役 | 16,900株 |
| 4 | 岩崎祐世（いわさき さちよ）<br>（1969年６月21日） | 1992年４月 マースク㈱入社<br>1994年２月 当社入社<br>2001年４月 当社営業部長代理兼NIPPON CONCEPT<br>SINGAPORE PTE. LTD.取締役<br>2002年４月 NIPPON CONCEPT SINGAPORE PTE. LTD.<br>取締役（出向）<br>2005年９月 当社神戸支店長<br>2007年８月 当社工務部長代理兼神戸支店長兼<br>新潟出張所長<br>2009年４月 当社工務部長<br>2016年３月 当社取締役工務部長（現任） | 25,500株 |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社株式数 |
|---|---|---|---|
| 5 | 河村 信三（かわむら しんぞう）<br>（1962年２月４日） | 1984年４月 大阪商船三井船舶㈱入社<br>2005年６月 STAR-NET ASIA LIMITED 出向<br>2010年６月 MOL LINER LIMITED 出向<br>2011年６月 MOL INFORMATION TECHNOLOGY ASIA LIMITED 出向<br>2013年６月 エム・オー・エル・シップマネージメント㈱出向<br>2015年12月 MOL INFORMATION TECHNOLOGY AMERICA LIMITED 出向<br>2017年３月 MOL INFORMATION TECHNOLOGY AMERICA INC. Senior Vice President<br>2018年10月 MOL(AMERICA)INC. President<br>2019年３月 当社取締役業務部長<br>2020年４月 当社取締役業務部長兼営業サポート部長（現任） | 200株 |
| 6 | ※<br>幸地 秀樹（こうち ひでき）<br>（1975年１月10日） | 1997年４月 東京ゼネラル㈱入社<br>1997年11月 当社入社<br>2010年５月 NIPPON CONCEPT SINGAPORE PTE. LTD. 部長（出向）<br>2017年４月 当社営業第一部部長<br>2017年５月 当社営業第一部部長兼営業第三部部長<br>2019年３月 当社執行役員　営業第一部部長兼営業第三部部長<br>2019年４月 当社執行役員　営業本部本部長（現任） | 21,000株 |
| 7 | 桜田 治（さくらだ おさむ）<br>（1965年９月14日） | 1989年４月 大阪商船三井船舶㈱入社<br>2004年６月 ㈱商船三井 定航部南米・アフリカトレードマネジメントグループ マネージャー<br>2007年12月 MOL（EUROPE）B.V. 出向 General Manager<br>2011年６月 MOL LINER LIMITED 出向 Senior Vice President<br>2014年５月 ㈱商船三井 定航部 部長代理<br>2015年６月 同社 定航部 部長代理 兼 港湾・ロジスティクス事業部 港湾ターミナルグループリーダー<br>2016年４月 同社 港湾・ロジスティクス事業部長<br>2018年３月 当社取締役（現任）<br>2020年４月 ㈱商船三井　執行役員（現任）<br><br>（重要な兼職の状況）<br>㈱商船三井 執行役員 | －株 |

（注）1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 桜田治氏は㈱商船三井の執行役員を務めております。㈱商船三井は当社の大株主であり、同社と当社は資本業務提携に係る契約を締結しております。
3. その他の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
4. 桜田治氏は社外取締役の候補者であります。
5. 桜田治氏は、㈱商船三井の執行役員を務めており、海外勤務の経験もあることから、業界における豊富な経験と高い見識をもとに助言をいただき、当社取締役会の監督機能の一層の強化を図るうえで、社外取締役として適任であると判断し、社外取締役候補者としております。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会の終結のときをもって、３年となります。

6. 当社は桜田治氏との間で、会社法第427条第１項の規定ならびに当社定款第31条第２項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

7. 当社は優秀な人材確保、職務執行の萎縮の防止のため、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2021年５月更新の予定です。本議案でお諮りする取締役の各氏については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。

【保険契約の内容の概要】

① 被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はない。

② 填補の対象となる保険事故の概要
特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補する。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由がある。

以　上

〈メ　モ　欄〉

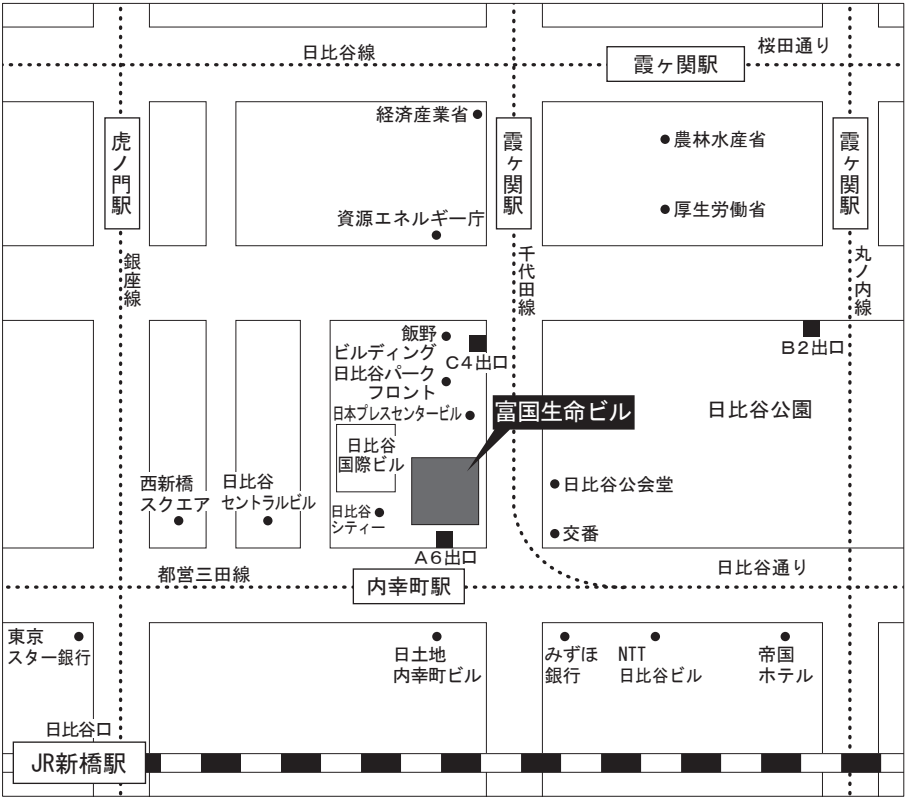
# 株主総会会場ご案内図

会場　東京都千代田区内幸町二丁目２番２号

富国生命ビル28階会議室

※最上階行エレベーター用の乗降口をご利用ください。

TEL：03-3507-8812




■交通

| | | | |
|---|---|---|---|
| Ｊ　　Ｒ | | 新橋駅 | 日比谷口　６分 |
| 地下鉄 | 都営三田線 | 内幸町駅 | Ａ６出口直結 |
| 地下鉄 | 千代田線 | 霞ヶ関駅 | Ｃ４出口　３分 |
| 地下鉄 | 日比谷線 | 霞ヶ関駅 | Ｃ４出口　３分 |
| 地下鉄 | 丸ノ内線 | 霞ヶ関駅 | Ｂ２出口　５分 |

株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。